

4月から始まる「働き方改革関連法」解説セミナー

来年4月から、いよいよ「働き方改革関連法」が順次施行されていきます。

「ニュースではよく聞くけど、具体的に何が変わるのかな？」

「うわさで、有給休暇を取らせていないと罰金って聞いたけど本当？」

「うちの会社にどんな影響があるのだろうか？」

【主な解説内容】

- 何が変わる？ 全体概要と4月からの施行スケジュール
- 残業代を払っても残業をさせてはいけない時代へ突入
- 4月からスタート 有給休暇を取らせないと罰金30万円！
- 高度プロフェッショナル制度とは？
- 使いやすくなったフレックスタイム制
- ビジネスモデルの見直しを迫られる同一労働同一賃金
- 未払い残業請求ブーム到来の予感 民法の時効改正



現状からどう変わるか？ という視点でわかりやすく丁寧に説明いたします。

- 日 時 2019年1月29日（火） 10:30~11:45
- 場 所 大阪市西区靱本町3-3-3 サウザント岡崎橋ビル8F
フォレスト社会保険労務士事務所 セミナールーム
- 参加費 3,000円（税込み）
- 参加人数 12名まで（申込み先着順）
- 講 師 フォレスト社会保険労務士事務所 所長 林英彦

【参加特典】
有給休暇管理簿
（Excel版）を
プレゼント！

参加申込

【FAX】050-3488-6114

【E-mail】info@forest-sr.com

貴社名				
ご住所	〒			
ご連絡先	TEL		FAX	
参加者	役職		お名前	
	役職		お名前	